

第3号議案 定款中一部変更の件

1. 変更の趣旨

基金の再募集および基金償却積立金の取崩しを行うことに伴い、以下のとおり所要の変更を行います。

- (1) 基金の再募集および基金償却積立金の取崩しを行うことに伴い基金の総額（基金償却積立金を含みます。以下同じ。）を変更するものであります。
- (2) 基金の再募集および基金償却積立金の取崩しが完了するまでの間における基金の総額の異動について、経過措置を附則に定めるものであります。
- (3) 基金拠出者の権利に関して、拠出者に共通する事項については本則に定め、拠出の時期ごとに区分した拠出者の権利については附則に定めるものであります。
- (4) 基金の総額の変更に伴い損失てん補準備金に関する規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

現行定款中、一部を次のとおり変更するものであります。

定 款 変 更 案

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第6条（基金の総額） 当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は <u>2,610</u> 億円とする。	第6条（基金の総額） 当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。 <u>以下同じ。</u> ）は <u>1,660</u> 億円とする。
第7条（基金の拠出者の権利） 1. 当社は、 <u>平成14年3月の基金の拠出者に対し、基金拠出契約締結後10年経過後の契約応当日を期日として基金の償却を行う。</u> ただし、当社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。	第7条（基金の拠出者の権利） 1. 当社は、基金の拠出者に対し、 <u>基金拠出契約書の定めるところに従い、基金の償却を行う。</u> ただし、当社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。

現行定款	変更案
<p><u>2. 当社は、平成 14 年度の基金の拠出者に対し、基金拠出契約締結後 10 年経過後の契約応当日を期日として基金の償却を行う。ただし、当社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。</u></p> <p><u>3. 当社は、拠出期日の異なる基金がある場合は、後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行う。</u></p> <p><u>4. 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める利率で基金利息を支払う。</u></p>	<p><u><削除></u></p> <p><u>2. <現行どおり></u></p> <p><u>3. <現行どおり></u></p>
<p>第 39 条（損失てん補準備金）</p> <p>当社は、損失てん補準備金を <u>2,610 億円</u>まで積み立てるものとする。</p>	<p>第 39 条（損失てん補準備金）</p> <p>当社は、損失てん補準備金を <u>基金の総額</u>まで積み立てるものとする。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>附則</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(基金 350 億円の再募集に伴う基金の総額に関する経過措置)</u></p>
	<p><u>第 1 条</u></p> <p><u>1. 第 6 条の規定中、基金 350 億円の再募集に伴う基金の総額の変更については、平成 20 年 12 月 31 日までの当社の決定した当該基金の払込期日を効力発生日とする。</u></p> <p><u>2. 前項の場合において、第 6 条に定める基金の総額は、前項の効力発生日から次条第 2 項に定める効力発生日までに限り、<u>2,960 億円に変更されるものとし、前項の効力発生日までの基金の総額は 2,610 億円から変更されないものとする。</u></u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(第 61 回定時総代会における定款変更決議の読み替え)</u></p> <p><u>第 2 条</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 第 61 回定時総代会において決議された第 4 号決議「定款中一部変更の件」については、前条の基金の総額の変更に伴い、当該決議中「2,610 億円」とあるのは「2,960 億円」と、「1,610 億円」とあるのは「1,960 億円」と読み替えるものとする。</u> <u>2. 前項において読み替えられた定款変更については、第 61 回定時総代会において決議された基金償却積立金 1,000 億円の取崩しの効力が生じた日を効力発生日とする。</u> <u>3. 前項の場合において、第 6 条に定める基金の総額は、前項に定める効力発生日から次条第 1 項に定める効力発生日までに限り、1,960 億円に変更されるものとする。</u> <u>4. 第 2 項に定める効力発生日と次条第 1 項に定める効力発生日が同一の日となる場合には、第 1 項中「1,960 億円」とあるのは、「1,660 億円」と読み替え、第 3 項は適用せず、次条第 2 項の適用があるものとする。</u>
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(基金償却積立金 300 億円の取崩しに伴う基金の総額に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 3 条</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 第 6 条の規定中、基金償却積立金 300 億円の取崩しに伴う基金の総額の変更については、当該基金償却積立金取崩しの効力が生じた日を効力発生日とする。</u> <u>2. 前項の場合において、第 6 条に定める基金の総額は、前項に定める効力発</u>

現行定款	変更案
	<p><u>日から 1,660 億円に変更されるものとする。</u></p> <p><u>3. 附則第 1 条から本条までの規定は、次期総代会の終結の時をもって自動的に削除する。この場合において、以下の 3 条を自動的に繰り上げる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(平成 14 年 3 月の基金の拠出者の権利に関する事項)</u></p> <p><u>第 4 条</u></p> <p><u>1. 平成 14 年 3 月の基金の拠出者に対しては、第 7 条第 1 項の基金の償却を、基金拠出契約締結後 10 年経過後の契約応当日までに行う。</u></p> <p><u>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。この場合において、以下の 2 条を自動的に繰り上げる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(平成 14 年度の基金の拠出者の権利に関する事項)</u></p> <p><u>第 5 条</u></p> <p><u>1. 平成 14 年度の基金の拠出者に対しては、第 7 条第 1 項の基金の償却を、基金拠出契約締結後 10 年経過後の契約応当日までに行う。</u></p> <p><u>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。この場合において、次条を自動的に繰り上げる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(平成 20 年度の基金の拠出者の権利に関する事項)</u></p> <p><u>第 6 条</u></p> <p><u>1. 平成 20 年度の基金の拠出者に対しては、第 7 条第 1 項の基金の償却を、基金拠出契約締結後 10 年経過後の契約応当日までに行う。</u></p> <p><u>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。</u></p>